

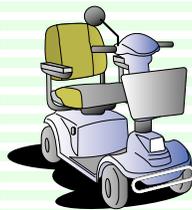
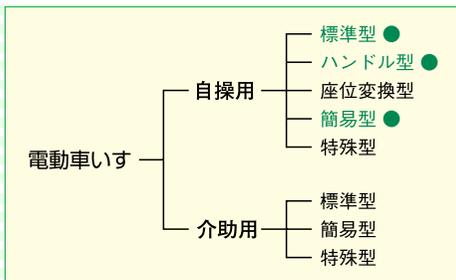
20 シニアカー（電動車イス）

シニアカーの安全利用を啓発し社会に貢献しよう！

シニアカーの種類 シニアカーは「自操用」と「介助用」の2種類に大別される。

自操用 使用者がジョイスティックやハンドルを操作して、利用するもの。

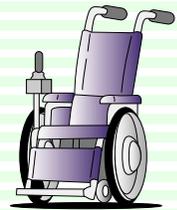
介助用 介助者の負担を軽減するもので、介助者が操作するもの。



自操用ハンドル型



自操用標準型



自操用簡易型

安全利用の啓発活動を

「シニアカー」（電動車イス）は、その操作の簡便さを理由に高齢者のモビリティを確保する便利な移動手段として、近年、その普及が急速に進んでいる。しかしながら、シニアカーへ着座した状態の全高が120cm前後になるうえ、移動速度が時速6kmと成人の一般的な歩行速度と変わらないことから、トラックやRVなど車格が大きなクルマからはシニアカーが見えない可能性があり、これまでも交差点での巻き込みや横断歩道を移動中に接触するといった事故が報告されている。

これを受けた警察庁では、シニアカーのメーカーや輸入業者で組織される「電動車イス安全普及協会」と連携し、安全利用をアドバイスするビデオを作成した。これをシニアカーを購入するユーザーへ視聴させる方向で調整を進めており、事故防止の啓発活動を強化する方針だ。

整備工場も積極的にアドバイスを

シニアカーに対して、国の定期点検基準は特に設けられていないが、バッテリーやタイヤといった消耗部品はクルマと同様にメンテナンスが必要

なのはいままでもない。

シニアカーを販売する業種は、カーディーラーをはじめ農機具メーカーの販売店、福祉機器販売の専門業者が多いようだが、インターネットで検索してみると整備工場も手掛けていることが分かった。

このような整備工場では、シニアカーの利用者とその介護者を対象に半日ほど講習を実施するなどして、安全運転を心掛けるよう徹底したアドバイスをするそうだ。

もしこれから福祉車両やシニアカーの取扱いを検討している整備工場があるとなれば、使用上の注意や安全運転の徹底アドバイスなど、販売側が担う最低限の責務としてぜひとも実施したい。

また、カーオーナーがシニアカーに対する認知度を高め、思いやりやゆずり合いの気持ちで対応していかないと、交差点や道幅の狭い道路などでの事故を誘発しかねない。

したがって、たとえシニアカーを取扱わなくても、健全な自動車社会の発展に貢献すべき立場として、整備工場がカーオーナーに対し適切なアドバイスをする姿勢が今後はより強く求められるであろう。